

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査事務所に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査事務所に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P52資料2－1参照）。

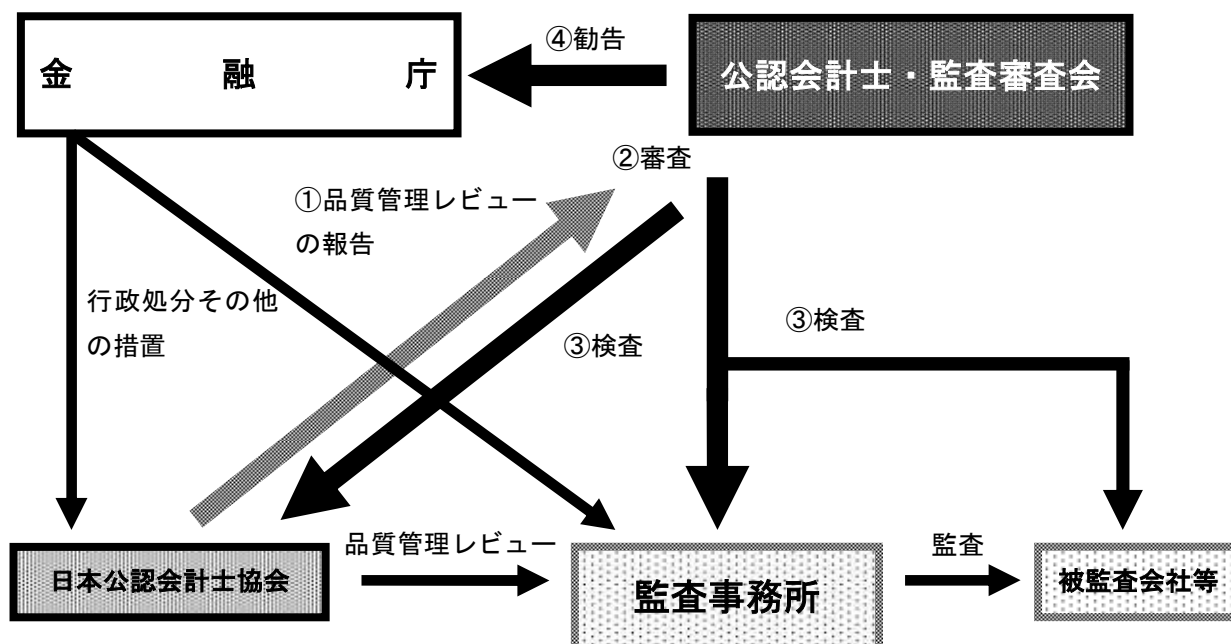
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

＜審査及び検査の概要＞



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度（状況に応じて短縮・伸長）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P19「3.（7）イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

(1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第5期まで（平成28年4月～平成31年3月）のモニタリング（注）の実績を踏まえつつ、監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図るという観点から、モニタリングを通じて監査事務所の行う監査の実効性の更なる向上を図るため、第6期（平成31年4月～令和4年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－」を策定し、令和元年5月17日に公表した（P53 資料2－2 参照）。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、ヒアリング、意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

<基本方針の概要>

ア モニタリングの視点

審査会は、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施し、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図る。

また、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、協会、会計監査に関係する業界団体等と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

イ モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所等の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向け品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。

さらに、平成29年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用している監査事務所において、ガバナンス等の経営管理態勢が業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか、継続的にモニタリングを行う。

ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

エ 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する。

準大手監査法人（注2）については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

中小規模監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

（注1）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。本年度報告では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

（注2）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年度報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

（注3）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心を高めていくことが重要であるとの観点から、更に情報の充実や見直しなどを行う。

(2) 監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定、令和2年7月14日に公表した（P60 資料2－3 参照）。

<基本計画の概要>

ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(ア) 報告徴収

A 大手監査法人及び準大手監査法人

監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

B 中小規模監査事務所

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。

また、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に報告徴収により、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

C 検査による指摘事項について早急に改善を要する場合

検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

(イ) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会の品質管理レビューは、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案も発生しており、今後、協会において実施が予定されている施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、より具体的かつ実質的な議論を行っていくこととする。

(ウ) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には KAM 導入に向けた監査事務所としての対応状況などについても把握することとする。

また、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

イ 検査基本計画

- ・業務管理態勢や品質管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか
- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか
- ・監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で適切な職業的懐疑心を発揮しているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いなどを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

(ア) 大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、原則として毎年検査(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)を実施する。

本事務年度においては、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施するほか、ガバナンス態勢の実効性の運用状況、監査事務所の業務管理態勢(本部品質管理部門と各事業部等との連携状況)、海外子会社を含むグループ監査の状況等の検証を行う。

(イ) 準大手監査法人

大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、それらの整備状況を注視することとし、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、監査品質の向上に向けたトップを含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、ガバナンス態勢の実効性の運用状況、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

(ウ) 中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与状況、業務管理態勢を検証する。

本事務年度においては、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものなのか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていないかに留意し、組織としての一体性など業務管理態勢、監査リスクの高い上場会社等の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

令和2年度末現在、公認会計士登録者数は32,478人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,523人であり、32.4%を占める。監査法人数は258法人である。

（参考）

	28年度末	29年度末	30年度末	R元年度末	R2年度末
公認会計士登録者数	29,367	30,350	31,189	31,793	32,478
うち大手監査法人	11,002	11,016	10,912	10,659	10,523
監査法人数	222	229	236	246	258

（1）協会による品質管理レビューの状況

ア 令和元年度

協会による令和元年度の品質管理レビューは84件（監査法人58件（大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所1件を含む。）、公認会計士26件）実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

《実施結果に基づく結論の状況（令和元年度）》

（監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	
監査法人	56	96.6%	2	3.4%	—	—	—	—	58
公認会計士	21	80.8%	5	19.2%	—	—	—	—	26
合 計	77	91.7%	7	8.3%	—	—	—	—	84

（注）84件中79件に改善勧告事項がある。

イ 令和2年度

協会による令和2年度の品質管理レビューは56件（監査法人39件（大手2件、準大手1件を含む。）、公認会計士17件）実施されている（下表のとおり。）。

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	2 年					3 年			合計
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	8	2	13	11	10	7	2	3	56

令和 2 年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和 3 年 3 月 31 日までに、品質管理委員会で内容を承認された 36 件の報告が行われており、その結果の状況は以下のとおりである（注）。

- ・重要な不備事項が発見されたもの：公認会計士 2 件

（注）令和 2 年度からは、従前の結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）が廃止され、「極めて重要な不備事項」又は「重要は不備事項」の有無が、実施結果として「品質管理レビュー報告書」に記載されるようになっている。

（2）品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの結論における否定又は限定事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等）や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換（P21「5. 関係機関との連携（2）協会との連携」を参照）を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 令和元年度の品質管理レビューの分析結果

協会が令和元年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

- ・リスク・アプローチを強化するために、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果や、レビュー対象とする個別監査業務の選定段階におけるリスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案している

こと

- ・レビュー開始後も把握したリスク情報に応じて、レビュー期間を延長し、検証対象個別監査業務を追加するなどの対応を行っていること
 - ・個別監査業務の指摘を単なる文書化の不備にとどめずに、不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘としている事例が増えてきていること
- など、前年度に引き続き、品質管理レビューの質の向上が図られている状況がみられた。

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和2事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した(令和2年7月及び9月に実施)。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P60 資料2-3参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた65監査事務所に対して報告徴収を実施した(令和2年8月に実施)。

《報告徴収実績》

	令和元事務年度報告徴収実績		令和2事務年度報告徴収実績	
	報告徴収 実施先数	平成30年度 品質管理レビュー 実施先数 (大手・準大手除く。)	報告徴収 実施先数	令和元年度 品質管理レビュー 実施先数 (大手・準大手除く。)
監査事務所	31	52	65	80
監査法人(注)	22	42	43	54
個人事務所	9	10	22	26

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、令和元年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定

している。

ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

令和 2 事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 2 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。加えて、検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所 2 件に対して速やかな改善を促すため、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、指摘事項に対する改善計画や改善状況に係る検証を行った。

（４）監査事務所に対する検査の状況

令和 2 事務年度の検査は、検査基本計画（前掲 2.（２）イ参照）に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、通常検査 2 法人及びフォローアップ検査 1 法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として 3 年に 1 度検査を実施することとしており、具体的には、2 法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、3 法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を行うとともに、業務の適正な運営を確保する主体である監査事務所自らの行動を促すことに資するよう検証を行った。

《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》（令和 3 年 3 月 31 日現在）

事務年度	28	29	30	R元	R2
大手監査法人	4	4	4	4	3
準大手監査法人	2	2	1	2	2
中小規模監査事務所	5	3	5	3	3
外国監査法人	1	0	0	1	0
合計	12	9	10	10	8

（注 1）平成 28 年 7 月から事務年度（7 月～翌年 6 月）に変更。なお、平成 28 事務年度は変更期であるため、平成 28 年 4 月～6 月分の実績も含んでいる。

（注 2）令和 2 事務年度検査については、令和 3 年 3 月 31 日までに着手したものを計上している。

（５）検査結果

平成 28 事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に

関する総合評価を記載している（外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価は5段階に区分されるが、最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人はこれまでなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している（下記参照）。

なお、総合評価の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

《平成28～令和2事務年度検査における総合評価の状況》

（令和3年3月31日現在）

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	－	－
妥当でない点がある	10	3
妥当でないもの	6	5
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	－	5
著しく不当	－	5

（注）令和2事務年度検査については、令和3年3月31日までに検査結果通知書を交付したものを計上している。令和2事務年度全体を踏まえた総合評価の状況については、令和3年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

（6）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、監査法人原会計事務所の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう、令和3年2月26日に勧告した（P74 資料2－4、P75 資料2－5 参照）。

（7）外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

《外国監査法人等の状況》

(令和3年3月31日現在)

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	1	1
欧州	15	54
アジア・大洋州	9	28
中東	1	1
計	28	93

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(P78 資料2－6 参照)に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(P81 資料2－7 参照)においては、原則として3年に1度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、平成30事務年度において、29か国・地域、79外国監査法人等に対して報告徴収を実施しており、次回は令和3事務年度に実施を予定している。

(注) 情報交換枠組みについては、P42「第5章2. 二国間での協力」を参照。

エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した、平成30事務年度に実施した報告徴収により外国監査法人等から提出された情報の分析結果や、外国監査法人等の所在国当局との連携を踏まえ、令和元事務年度に外国監査法人(1法人)に対する検査を実施している。

4. 審査及び検査等に係る情報発信

(1) 「令和2年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成28年から「モニタリングレポート」を作成し、毎年公表している。

令和2年7月14日に公表した令和2年版モニタリングレポートの全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20200714/20200714-2.html>)

なお、英語版は令和3年1月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20210118/20210118.html>)

(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している。

令和2年7月14日に公表した「監査事務所検査結果事例集（令和2事務年度版）」の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20200714/20200714-3.html>)

なお、英語版は令和3年2月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20210212/20210215.html>)

イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

令和2事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び協会東京会において講演を行った。

また、本事例集を参考にすることにより、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、日本監査役協会や日本内部監査協会において講演を行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

(1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、加えて、こうした成果をモニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。

(2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

令和2事務年度においては、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点のほか、品質管理レビューの実効性向上策について意見交換等を実施した。

(3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

(4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、企業のガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を検査等において検証してきたところ

である。

監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する対応等について令和2年10月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

6. 令和2事務年度の課題に対する取組

（1）ガバナンス等の経営管理態勢の検証

審査会は、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるために重要な、経営層のコミットメントについて検証を行った。

併せて、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等に対し、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査の品質の向上のために実効的なものとなっているかについて検証するとともに、金融庁関係部局との情報共有・連携を行い、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮させているかについても検証した。その結果、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立性を有する第三者に必要な情報提供を行った上で意見を求めるようにするなど、その知見の活用を図っている状況がみられた。

（2）監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

ア 海外子会社に係るグループ監査

上場会社の海外子会社における会計問題が引き続き多く発生している。こうした状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査については、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについて重点的に検証した。

その結果、多くの監査事務所において、監査指示書の様式やマニュアルが整備されている状況が認められる一方、個別の事案においては、海外子会社の監査人と海外子会社の事業活動に関する協議や不正リスクに関する討議を実施しておらず、海外子会社の監査人によるリスク評価への関与が不十分な事例や、海外子会社の監査人が実施した特別な検討を必要とするリスクへの対応手続及びその結果について報告を受けていないなど、必要な監査手続が実施されていない事例もみられた。

イ 監査契約の新規受嘱

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又は監査リスクの高いと思われる上場会社との監査契約を新規に受嘱した監査事務所について、当該監査契約に係るリスク評価とその対応の適切性の検証に加え、当該監査契約の締結経緯、リスク評価の結果を踏まえた監査実施体制を編成しているかなどの検証を行った。

その結果、監査リスクの高い企業について、通例でない重要な取引を認識していながら、経営者の誠実性に係る十分な評価や、当該取引の事業上の合理性に係る十分な検討を実施しないまま新規受嘱を行っている事例がみられた。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

審査会では、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングの強化を図っている。近時の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響下で不正を見逃すリスクが高まることに対する対応や、新規上場（IPO）会社に対する監査を含む監査契約の新規受嘱の方針などについて、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会等と適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した（P16「3.（3）監査事務所に対する報告徴収の状況」を参照）。収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

(4) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続している。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。さらに、個別監査業務の指摘内容を品質管理態勢の不備と結びつけるという意識も高くなっている。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

(5) IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

近時の監査業務においては、企業活動の複雑化・多様化・高度化に対応した効率的・効果的な監査を実施するために、IT の活用は必須となっている。このため、大手監査法人や準大手監査法人では、監査の品質の確保・向上を目指し、監査業務の IT 化を一層進展させている。

大手監査法人等へのモニタリングの結果、所属するグローバルネットワークが開発した IT 監査ツールを利用しているほか、各監査法人が監査業務への IT 活用に向け独自に研究・開発を進めており、IT 専門家の積極的な採用・IT 活用のための教育など、IT 人材の育成に取り組んでいることが認められた。また、被監査会社のビジネスの理解や異常な仕訳の検知などを含みリスク評価のための AI（人工知能）及び定型的な監査手続や付随作業に RPA（事業プロセス自動化技術の一種）等を積極的に導入するなど、公認会計士を高度な判断が必要な業務に集中させることで監査の品質を向上させようとする取組も認められた。なお、多くの監査事務所では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、在宅や事務所において監査業務を行う「リモート監査」を実施している。

サイバーセキュリティ対策については、その取組状況の把握を行った結果、大手監査法人においては、専門の人員や部署を設け、所属するグローバルネットワークとの連携が図られている状況がみられた。また、大手監査法人と一部の準大手監査法人においては、昨年 10 月に実施された、金融庁主催による「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall V）」に参加して、大規模インシデントの発生時の対応強化を図るなど、サイバーセキュリティ対策への取組が進展している状況がみられた。

(6) 情報発信の強化

令和 2 年版モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会におけるモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させた。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への講演・説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

(7) モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和 2 事務年度においては、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材の登用、また、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進した。

(8) モニタリング実施方法の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法の見直しを行うこととした。具体的には、令和2事務年度においては、大手・準大手監査法人等に対する検査において、リモート等を活用した検査方法を検討し、実施したところであり、今後も継続的にモニタリング実施方法の見直しに取り組んでいく。